

九十九里町海の家等適正利用基本計画

1. 計画の目的

年間を通じて海の家等の計画的な利用を図ることを目的として、本計画を策定する。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。
ただし、経済情勢の変化等により見直すことができる。

3. 海水浴場の想定利用者数

(1) 開設期間における利用者数の予定入込数

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
片貝海水浴場	40,822人	50,000人	75,000人	90,000人	100,000人	110,000人
不動堂海水浴場	15,841人	20,000人	35,000人	55,000人	65,000人	70,000人
作田海水浴場	7,370人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	不開設
真亀海水浴場	9,222人	10,000人	10,000人	10,000人	10,000人	不開設
合計	73,255人	90,000人	130,000人	165,000人	185,000人	180,000人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の海水浴場は不開設

※年間最大利用者数：530,200人（平成18年）

4. 海の家等の利用形態

(1) 設置期間

海水浴場の開設期間とその前後の設置及び撤去工事期間それぞれ1ヶ月以内を含んだ期間を限度とする。ただし、合計で4ヶ月以内とする。

(2) 設置軒数及び場所

	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
片貝海水浴場	6軒	5軒	5軒	6軒	6軒	6軒
不動堂海水浴場	0軒	2軒	2軒	2軒	2軒	2軒
作田海水浴場	0軒	1軒	1軒	1軒	1軒	0軒

※場所については、別紙を参照

※各海水浴場の最大設置個所

片貝海水浴場：6軒 不動堂海水浴場：2軒

(3) 設置面積

設置面積は1軒あたり500㎡以内とし、占用許可面積の範囲内において設置するものとする。(排水施設及び電気設備等附帯設備、物品の搬入等のスペースを含む。)
なお、施設利用者の駐車スペースとして利用してはならない。

※キッチンカーの出店をする場合、キッチンカーの占用面積を含む(令和5年度より)

(4) 構造の基準

建物は仮設の木造又は軽量鉄骨造等の平屋建てとし、基礎を含め容易に撤去できる簡易な構造であること。ただし、屋上については人が立ち入れない構造であること。また、排水施設及び電気設備等附帯設備についても、すべて撤去できる簡易な構造であること。

(5) その他

- ① 海岸保全施設を損傷する等、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 海岸及びその周辺の環境を損なわないこと。
- ③ 公衆の海岸の利用に著しい支障を及ぼさないこと。

5. 海水浴場の公益施設等の規模

(2) 海水浴場に係わる公益施設の規模

① 駐車場

- ・片貝海岸海浜公園町営駐車場：26,494.1㎡(1,257台)
- ・不動堂海岸町営駐車場：12,587.1㎡(402台)

② 監視詰所

- ・片貝：49.69㎡(海水浴場監視詰所)
26.74㎡(海水浴場救命道具保管所)
- ・不動堂：7.9㎡

③ 公衆トイレ(町営トイレのみ、シャワー、足洗い場付)

- ・片貝：8.2㎡(事務所、トイレ北、南2カ所)
- ・不動堂：5.9㎡(事務所、トイレ北、南2カ所)